

県発注工事の入札に係る再苦情の申立てについて

1 当該入札の概要

- (1) 入札執行機関：会津地方振興局
- (2) 工事執行機関：喜多方建設事務所
- (3) 工事名：緊急地方道整備工事
- (4) 予定価格：32,538,450円
- (5) 入札年月日：平成22年3月24日
- (6) 入札方式：条件付一般競争入札（総合評価方式・特別簡易型）

2 再苦情申立ての概要

- (1) 申立ての根拠規定
 - 福島県総合評価方式実施要領第14条
 - 福島県入札及び契約の手續等に関する再苦情処理要領第3条
 - ※ 総合評価方式の入札において、落札者となれなかった者は、その理由について書面により入札執行権者に対して説明を求めることができ、その説明に不服がある場合は再苦情の申立てを行うことができる。
- (2) 申立者
喜多方市熱塩加納町山田字道西46-1
荒井建設株式会社 代表取締役 荒井直幸
- (3) 申立年月日
平成22年6月3日付け（平成22年6月4日收受）
- (4) 申立てに至る経過
 - ① 上記の入札において、申立者の入札額が調査基準価格以下であったため、低入札価格調査の対象となった。
 - ② 調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして、申立者は落札者と決定されなかった。
 - ③ 申立者から、落札者と決定されなかった理由について説明の求めがあり、会津地方振興局から文書回答した。
 - ④ ③の回答内容に対して、対象工事が県下同一の基準で低入札価格調査がなされたのかということ、自らの積算が適切と判断されなかったことなどについて不服があるとして、再苦情申立てがなされた。

3 今後の対応

福島県入札制度等監視委員会運営規程第6条に基づき、入札制度等監視委員会の再苦情調査部会による審議を行う。